

みなさんと議会を結ぶ……議会だより

の 議会ゆがわら

平成21年2月

No.69

編集/発行 湯河原町議会

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

TEL 0465-63-2111(代) FAX 0465-63-9674

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp



今年一年の安全を祈って……
消防出初式
1月12日(月) 海浜公園



● 主な内容 ●

- 一般質問 …………… 2
- 委員会だより …………… 6
- 審議と賛否 …………… 8

12月
定例会

11/26~12/8

12月定例会

平成20年第5回湯河原町議会12月定例会は、11月26日から12月8日までの13日間（本会議開催3日間）にわたり開催されました。

この定例会では、条例、補正予算、指定管理者の指定、人事案件など議案13件を審議しました。

一般質問



議員 三友伏室

町内の自然環境を観光事業に取り入れていくことについてどう考えるか。自然環境利用観光客に対して町内散策路の整備、保全は十分と言えるだろうか。

向で考慮されるか。

不足している散策路の整備の中で温泉場地区と鍛冶屋地区を結ぶ散策路の整備が必要だと思われるがどうか。観光戦略会議等でサンプリングされた商品は積極的に販売の方

待できるかと考えます。交通やアクセス面の課題もありませんが、本町の恵まれた自然を観光資源として活用し、新たな魅力ある観光の展開を図る必要があると認識しています。

次に、町内散策路の整備についてですが、現在町では、ハイキングコースを鎌倉幕府開運街道として位置づけ整備しており、源頼朝や土肥実平ら湯河原ゆかりの歴史人物の足跡を巡るとともに、春から初夏へのさつき、

鳥観察や星ヶ山でのスタウオッチングなど恵まれた自然をテーマとした新たな観光資源も発見されました。

また、エコ・ツーリズムを取り入れることにより、従来の日帰りハイキングを楽しまれた観光客が自然に興味を持ち、滞在時間を増やすことや宿泊者等への波及効果も期待できるかと考えます。

あじさい、晩秋のもみじ、初春の梅など季節感を感じながら、多くのハイカーが緑の中を森林浴を楽しみながらウォーキングしています。これからも安全に配慮し、ハイキングコースの整備、管理を行っていきたいと考えています。



湯河原梅林内の散策路

また、将来的には、藤木川沿いの不動滝から池峯橋間の散策するルートとして、藤木川遊歩道を県が整備する計画もありますので、河川とふれあう遊歩道として、期待しているところです。

温泉場と鍛冶屋を結ぶ散策路の整備については、既存のハイキングコースと新たなコースを結び、歴史的・文化的なポイントも結べるようなルートとして位置づけられれば、本町を訪れる観光客にも自然とふれあう新たな観光ルートとしてPRできるのではないかと思います。

県立自然公園内ですの、県や土地所有者との調整や交渉などが必要となりますが、その可能性について、調査・検討していきたいと考えます。

最後に、観光戦略会議等でサンプリングされた商品は積極的に販売の意向はあるかとの質問ですが、9月1日に第1回目の観光戦略会議を部会と合同で開催し、その後、部会はずでに4回を数え、委員の方々から多様なご意見をいただいているところです。

今年度の観光戦略会議では、自然などの観光資源を活用した、観光客に向け情報発信できる旅行商品の開発と、この旅行商品の企画や運営などを行っていくために必要な知識の習得のための場として、旅コーディネータ養成講座の開講を2つ目の重点目標としています。

今後、部会でさらに検討を重ね、旅コーディネータ養成講座受講者の方々のご意見なども参考にして、旅行商品の販売の実施主体と考えております。湯河原総合情報センターに向け、積極的に提案してまいります。

【その他の質問】

- ・今後、教育委員会の機能を真に活性化させていくことを目指すことについて
- ・教育委員会と学校のあり方について

子どもと高齢者のためのファミリーサポートセンターの設置について



佐藤 恵 議員

ファミリーサポートセンターは、安心して子育てができるよう、子育ての手助けを欲しい人と、手助けが出来る人が会員となり、地域の中でお互いに助け合っていく制度です。

この制度は、育児の援助となつていますが、28.9%と県下一高齡化率が高い本町としては、介護の援助（高齢者の掃除洗濯、通院付き添い、買い物、食事のお世話）など取り入れることで介護保険制度の補完にもなり、誰もが住みよい町、訪れて良い町になると思

います。地域における子育て支援強化、高齢者の支援強化のためにも、ファミリーサポートセンターの早期設置を提案します。

が、お考えを伺います。

ファミリーサポートセンター事業は、地域において育児や介護の援助を受けた人で行いたい人が会員となり助け合う会員組織で、少子高齢化、核家族化が進む中で、仕事と育児又は介護を両立できる環境整備を目的としてスタートした事業です。

設置基準は原則として人口5万人以上、会員数は百人以上となっており、平成17年度末の実施団体は、437市区町村となつています。

私のマニフェスト「ゆがわら元気回復プラン」においても、子育ての負

担や不安を軽減する施策の一つとして実施する方向で、現在、検討を進めているところです。

この事業は、援助を受けた人で行いたい人とを結びコーディネーターの役割が重要であり、百人以上の会員を集めれば、国の「次世代育成支援対策交付金」の対象となり、助成を受けることができますが、町負担分の財源の確保が課題となつて

また、高齢者支援強化のための介護の援助を取り入れたファミリーサポートセンターの設置についてですが、高齢者の介護の援助については、現在、介護保険制度で要支援・要介護と認定された方に対し、訪問介護サービスが提供されております。

ただし、本事業の対象となる介護の認定を受けるまでには至らない方で、

何らかの支援が必要な方は、本町の地域性や高齢化の進展などによって、今後、益々増えることは認識していますが、この事業を実施している団体で、介護の援助を実施しているところは少なく、援助を行う会員の確保等に課題があるものと考えています。



ファミリーサポートセンター(奈良県橿原市)

また、高齢者の方々の生活機能が低下しないよう、自立支援を手助けしていくという基本姿勢を崩すべきではありませんが、本町にある訪問介護事業所でも、介護保険以外の介助の援助サービス

を実施している法人もあり、買い物などについては、民間の活用も考えられ、湯河原町生きがい事業団でも相談に応じており、同様なサービスを利用することができず。

町としては、育児に関する部分では、来年度に策定する「次世代育成支援の後期行動計画」の中で、アンケート調査を実施しニーズを把握し、引き続き設立に向けた検討をしていきます。

介護の部分については、当面、民間の活用に加え、介護予防サポーターなどのボランティアの育成・活用を図り、地域での支え合い体制づくりを推進していきたいと考えています。

【その他の質問】
・住宅用火災警報器の設置義務について
・鍛冶屋地区の交通安全対策について

Q 町内カーブミラーの設置・管理・修理を遠方業者でなく、町内業者にまかせることについて



丸山孝夫 議員

真鶴町、熱海市では地元業者が行っている。福浦海岸のところにカーブミラーは、何か月も破損したままになっていた。

このカーブミラーは、塩害により錆びて強風で落下し、柱も腐食して替える

ければならなかった。この修理の経過を見てみると、横浜から3人で来て柱を撤去し、コンクリートを打って新しい柱を立てたが、それが固まるのを待つて、あらためて横浜から何人かで鏡を付けて来た。この1本の

立て替えに13万2千円かかっている。カーブミラーなどは、交通安全対策のために使うということ、年間で六百数十万円

の交通違反金が町に交付されており、それが財源となっている。カーブミラーの設置、維持管理、修理を今までの方式から変えるときに来ているのではないか。

A 現在、町内に設置してある町管理のカーブミラーは580箇所あり、過去3年の平均は26箇所の設置、補修を行っています。

また、カーブミラーの設置については県からの交通安全対策特別交付金を、カーブミラーの修繕については町費を財源としています。横浜などの遠方業者で

は割高で迅速な対応が出来ないのでは、とのこと指摘ですが、この予算は、交通安全対策費の工事請負費で計上しており、執行方法は、カーブミラー設置と道路ライン設置等を合わせ、年に4回程度に分けて入札で執行しています。

入札に当たっては、入札参加資格者名簿の「路面表示・区画線」に登録されている業者を選定しており、この中には、町内業者も含まれ、公平な競争入札で行っており、ですので、割高にはならないと考えます。



町管理のカーブミラーは、580箇所

また、迅速な対応につきましては、緊急な場合は入札で落札した業者に随意契約で執行しています。真鶴町と熱海市では、

本町の方式とは異なっているとのこと指摘ですが、両市町ではカーブミラー設置と道路ライン設置を分けて発注しているのに対し、本町は、カーブミラー設置と道路ライン設置を一緒に発注していますので、今後は、カーブミラー設置と道路ライン設置を分けて発注することも検討していきたいと考えています。

安心・安全のまちづくりには、地元業者の町を愛する、心のこもった仕事が必要とされる、とのこと指摘ですが、町外の請負業者であっても、地元業者と変わらず、誠意を持って施工しています。

Q こどもの権利条例の制定について



小澤真司 議員

ます。本町でも2002年に「子どもの権利条約」の冊子を各家庭に配布したり、近隣市町と共同で編集した冊子を作成していますが、教育現場でもこどもの権利についてどのように教育していくのか、学校や個々の先生の方針にも違いが出てくることもあるのではないのでしょうか。

1994年に日本は国際連合の「児童の権利に関する条約」を批准し、その後各自治体で、具体的な施策に生かすための条例を制定する動きが広まっています。

また、日本の男女平等の実態も各種の国際機関によって「落第国家」の認定を受けていますが、あらゆる差別を受けないことを社会の中で権利として保障していくことが大切です。

「こどもの権利条例」は、本年7月現在で、都道府県では、北海道、大阪府、埼玉県など1道1府9県の11道府県で制定されており、県内では、川崎市が平成12年に制定し、「子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち、学ぶ施設及び地域における子どもの権

利の保障等について定めることにより子どもの権利の保障を図ることを目的とする」と定められています。本町では、「子どもの権利条約」に関するリーフレットを平成14年に作成して各家庭に配布し、また、小・中学校を通じて、児童・生徒の家庭に配布し、周知を図りましたが、今後、さらに啓発を行うていきたいと考えています。



条約では、18歳未満を「児童」と定義

また、児童・生徒に対し、道徳の授業や日常生活指導の中で、いじめ

や男女平等について考えたり、特に小学校では、言葉づかいについて注目し、相手の立場に立って聞いたときに気持ちのいい言葉を「ふわふわ言葉」、その逆を「ちくちく言葉」として、各自が人権や権利を大切にする教育を実践しています。

今後、先進市町村の状況について調査・研究し、関係機関と協働して、条例制定について検討していきたいと考えています。また、男女共同参画に

児童への虐待や体罰、陰湿ないじめが後を絶たない中、本町においても、子どもの権利について、子どもたちは勿論のこと、教職員やすべての住民の方々の理解の下、共通認識及び共有できる指針を持つことは、大変重要であると考えています。

策定し、女性を取り巻く諸問題の解決に向けて、基本的な考え方を町の施策に反映することを進めてきましたが、策定から9年が経過し、社会環境の変化等が顕著になったことから、プランを改定し、将来を展望した目標とその実現化のための施策について明らかにすることが求められています。

結果を分析するとともに、これを踏まえ、新たなプランの策定に取り組みたいと考えています。【その他の質問】安心して子育てできる環境の整備について

改定にあたっては、現状での家庭や職場などにおける課題やお考えを把握することが重要であるとされており、今年度中に、町民の皆様や町内事業所にアンケート調査のご協力をお願いし、その結果を分析するとともに、これを踏まえ、新たなプランの策定に取り組みたいと考えています。

策定し、女性を取り巻く諸問題の解決に向けて、基本的な考え方を町の施策に反映することを進めてきましたが、策定から9年が経過し、社会環境の変化等が顕著になったことから、プランを改定し、将来を展望した目標とその実現化のための施策について明らかにすることが求められています。

委員会だより

町立小中学校の教育環境整備の調査に関する特別委員会

(12/5・8、1/23開催)

教育委員会が、昨年9月に、小学校4年生から中学校2年生までの保護者を対象に「湯河原中学校耐震大規模改修工事に伴うアンケート」を実施し、「旧湯河原高校を借用し、移転」という多くの方々の意見を踏まえ、全議員の意見と考え方の確認を行いました。

また、旧湯河原高校を所有・管理する神奈川県と借用することについて、合意を得ることができたため、次の方針で進んでいくことが教育委員会から報告されました。

今後の方針

・当面は、旧湯河原高校

を借用していきます。

・旧湯河原高校の補修工事を実施し、夏休みに引越をし、夏休み明けから授業を実施します。



旧湯河原高校

・湯河原中学校は、校舎の老朽化が著しく進んでおり、この先15年程度が耐用の限度と考えられるため、耐震工事や大規模な改修工事は行いません。

・体育館の耐震改修工事は、来年度ではなく施工時期を遅らせますが、今後、耐震改修工事は行う予定です。

・借用期間中に旧湯河原高校を取得する方向で協議を進めていきます。

環境・観光産業
常任委員会

(12/1開催)

主な所管事務調査

・湯河原町都市マスタープラン(素案)について

都市マスタープランは、都市計画法に規定されている法定計画で、町の都市計画の将来の姿をわかりやすく示すものです。

策定から約10年が経過し、社会環境の変化等が顕著となったことから改訂するもので、プランの素案が示されました。

主な報告事項

・湯河原温泉地域商品券の発行について



地域消費の拡大を目的としたプレミアム商品券を発行することとなり、事業内容の説明を受けました。1冊五千円で額面五百円の商品券が11枚綴りとプレミアムがついています。

主な所管事務調査

・行政視察について

11月5日・6日に実施しました奈良県橿原市(フアミリーサポート事業)・吉野町(ふるさと納税)への行政視察の調査報告を行いました。

・学校給食の業者委託について

総務文教・福祉
常任委員会

(12/2開催)

3小学校の学校給食運営方針について協議し、平成21年度から吉浜小

補正予算が決まりました

会計名・補正額	概 要
一般会計補正予算 (2億2,191万円の増額)	身体障がい者更生援護給付事業費の増額 地域商業活性化事業(プレミアム商品券発行事業)助成金の増額 など
国民健康保険事業特別会計補正予算 (390万8千円の減額)	特定健康診査事業費の増額 退職被保険者療養給付費の減額 など
下水道事業特別会計補正予算 (683万8千円の増額)	公共下水道管渠整備事業費の増額 など
介護保険事業特別会計補正予算 (495万9千円の増額)	地域包括支援センター事業費の増額 など
水道事業会計補正予算 (481万2千円の増額)	職員の異動等による人件費の増額
温泉事業会計補正予算 (944万4千円の増額)	職員の異動等による人件費の増額

学校の学校給食調理業務を外部委託することの説明を受けました。

主な報告事項

・学童保育、放課後子ども教室について

放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健康やかに育まれるよう、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行う「放課後子ども教室」を学童保育所に加え、実施することになりました。

広域行政特別委員会

(12/5日開催)

主な報告事項

・野猿の被害防止対策に関する熱海市との協定について

真鶴町から熱海市にかけて生息している野猿の被害防止に関して熱海市と締結した協定の内容や

被害防止策などについて説明がありました。

主な条例の改正

湯河原町国民健康保険

条例

国民健康保険加入者が出産した場合、その世帯主に支給される出産育児一時金を、35万円から38万円に改正(3万円は、産科医療補償制度の保険料として上乘せ)するもので、出産日が、本年1月1日以降からの適用となるものです。

湯河原町ヘルシープラザ

ザ条例

昨年4月1日から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っていますが、利用者の利便性を図るため、団体利用に係る体育室と多目的室の時間区分を細分化(3区分 6区分)し、使用料の改定をする

ものです。

指定管理者の指定

施設の管理・運営を効率的に行い、利用するお客様のサービスの向上を図るため、湯河原観光協会が指定管理者が、社団法人湯河原温泉観光協会に決まりました。

指定の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間です。

人事案件

湯河原町教育委員会委員の任命について

石井紘一さんの任期が平成21年1月31日で満了となるので、引き続き石井さんを教育委員会委員に任命することに同意しました。任期は、平成25年1月31日までです。

史上初の武家政権誕生へのステップ

幕山の北部、白銀林道から10分ほど北に上ったところにある幅5~6m、長さ7~8mの窪地で、雨が降ると池になる。



源頼朝が自害を決意し、末期の水を汲んだ時、水面に映る自分の姿を見て、髪の流れを正し、心機一転勇気を奮い起こしたとされ、自害水とも言う。



シリーズ 自鑑水

Q 郷土の英雄・土肥実平の最期はどうなったのか?

A 生涯にわたって源頼朝に仕えた土肥実平であったが、実平がいつどこで亡くなったかは、「吾妻鏡」にも記述がありません。しかし、実平の墓は、町内の城願寺をはじめ、小田原市、山形県鶴岡市、静岡市、広島県三原市など全国各地に存在します。これは、実平が日本中で大きな功績を残した証であったとも言えるのではないのでしょうか。(出典:「土肥実平と湯河原」高橋徳著 土肥会発行)

審議した議案と各議員の賛否（平成20年12月定例会）

は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名											審議結果				
		山本俊明	室伏友三	村瀬公大	中島寛	佐藤恵	長谷川俊子	露木寿雄	室伏重孝	高橋延幸	内藤陽子	杉本光明		原田洋	小澤眞司	松野満	丸山孝夫
70	株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について																可決
71	湯河原町総合計画審議会条例の一部改正について															×	可決
72	湯河原町税条例の一部改正について																可決
73	湯河原町国民健康保険条例の一部改正について																可決
74	湯河原町ヘルシープラザ条例の一部改正について																可決
75	平成20年度湯河原町一般会計補正予算(第5号)																可決
76	平成20年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)																可決
77	平成20年度湯河原町下水道事業特別会計補正予算(第3号)																可決
78	平成20年度湯河原町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)																可決
79	平成20年度湯河原町水道事業会計補正予算(第1号)																可決
80	平成20年度湯河原町温泉事業会計補正予算(第1号)																可決
81	湯河原観光会館の指定管理者の指定について					×											可決
82	湯河原町教育委員会委員の任命について					×											同意

傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。
 (本会議場の傍聴は20名です。なお、委員会の傍聴は先着6名とさせていただきます。)
 受付/開催日の午前9時から
 場所/第1庁舎2階 議会事務局

3月議会日程

- 2月26日(木)AM 本会議(一般質問等)
- 27日(金)AM 本会議(条例・補正予算当初予算所信表明)
- 3月3日(火)AM 環境・観光産業常任委員会
- 5日(木)AM 総務文教・福祉常任委員会
- 9日(月)AM 本会議(総括質問・予算質疑)
- 10日(火)PM 町立小中学校の教育環境整備の調査に関する特別委員会
- 11日(水)AM 予算審査特別委員会
- 12日(木)AM 予算審査特別委員会
- 16日(月)PM 本会議(委員長報告等)

編集後記

2月11日(水・祝)から、本町で最も来場者の多い早春のイベント、「湯河原梅林・梅の宴」が開催となりました。昨年までは、1月下旬から開催していましたが、今年からは、例年、梅の見ごろとなる2月に入ってから開催となりました。
 昨年末から今年1月にかけては、例年になく寒暖の差が大きかったことから、今年の梅が気持ちよく目を覚ましてくれ、多くの町民や観光客の皆様を楽しませてくれるものと期待しております。

(室伏重孝 記)

議会だより編集委員会

委員長 小澤 眞司
 副委員長 室伏 重孝
 委員 室伏 友三
 内藤 陽子

中島 寛
 丸山 孝夫

